

あきた北 法人会 だより

第
78
号

令和3年8月31日



環境にやさしい「エコステ」モデル駅の男鹿駅



発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025
<http://kitahou.akitalink.com>
E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

令和3年度

定時総会を開催

令和3年度定時総会が、6月7日（月）土崎港ホテル大和に於いて、秋田北税務署長 土田真弘氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

林会長のあいさつでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年度は事業の中止や延期、規模縮小などがあり、計画通り実施できなかったが、税務に関する説明会・実務セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動などは、皆様方のご協力により実施できたことを報告した。

また、「e-Tax」の利用状況と更なる利用推進と会員増強、本年10月から登録申請開始予定の「インボイス制度」を見据えた税務セミナーなどを開催していくこと、加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力もお願いした。

3月開催された理事会で承認された本年度の新たな公益事業「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業」として、去る4月27日・28日の両日、管内の7市町村に総額170万円を贈呈してきたことを報告した。

議事に入り、議案の「令和2年度事業報告・同収支



決算」及び「任期満了に伴う役員改選」は、原案通り満場一致で承認された。

（詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております）

議事終了後、福利厚生の事業活動に功労のあった、大同生命保険㈱の加藤大推進員、及び㈱ケツアールの加藤隆志推進員を表彰した。

受章おめでとうございます

秋田県法人会連合会功労者表彰

本多 秀文 氏（理事）
平野 久貴 氏（理事）

建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰

安藤 晃 氏（監事）

新入会員紹介 どうぞよろしく

正 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
ダクビティプラス㈱	木 村 真	秋田市飯島道東1丁目11番12号
㈱扇や	西 村 央	男鹿市脇本脇本字前野107-14
賛 助 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
YUUシーリング	工 藤 祐 貴	秋田市外旭川八柳3丁目14-11



着任のご挨拶

秋田北税務署長 渡邊 雅行

このたびの定期人事異動で秋田北税務署長に着任いたしました渡邊でございます。

前職は、関東信越国税不服審判所新潟支所長として、適正かつ迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保を目的とした審査請求事務に携わっておりました。

私は茨城県出身で、秋田県（仙台国税局管内）での勤務は今回が初めてとなります。秋田県は、豊かな自然の中で歴史と文化が育まれ、また、山海の幸も豊富であり、このような地域で勤務させていただくことを大変光栄に思っております。

前任の土田署長に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人秋田北法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深い御理解と多大な御支援を賜っております。本紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴法人会は昭和26年4月の設立以来、「良き経営者を目指すものの団体」として、税知識の普及と地域社会発展への貢献を理念に、各種説明会やe-Taxの操作研修等の開催、地域社会貢献活動に加えて、税制改正の提言など幅広い活動を展開され、法人会組織の増強を図るなど、輝かしい実績をお持ちの会と承っております。

林会長様をはじめといたしまして、役員及び会員皆様方の不断の御努力に深く敬意を表したいと思います。

ところで、日本国内においては、新型コロナウイルスの感染症拡大が続いております。まずは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

これまで、政府を挙げて様々な取組が進められている中で、国税組織においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方には、その期限を柔軟に取り扱うことや、納税が困難な方には、納税の猶予制度を御案内するなど、納税者の皆様の実

情に十分に耳を傾けて、迅速かつ丁寧に対応するよう努めているところです。

今後は新型コロナウイルス感染症への対応を契機として「新しい生活様式」が推進され、経済・社会活動の在り方が大きく変化していく中、税務行政も変革を迫られていくものと考えられます。

e-Taxをはじめとするデジタル化が急速に進展し、これまでとは大きく変わっていく中、納税者の皆様が「より便利に、よりスムーズに」申告・納税できるよう環境を整備し、会員の皆様と一層の連携・協調を図りながら、今後とも円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、令和5年10月に導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）につきましては、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されることから、制度全般に関する周知・広報のほか、登録申請の受付開始に係る周知・広報等の施策に取り組んでいく必要があるなど、国税当局の課題は数多くあります。

秋田北税務署といたしましても、納税者の皆様にインボイス制度についての理解を深めていただくよう、周知・広報を行ってまいりますので、今後とも会員皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

結びとなりますが、公益社団法人秋田北法人会の益々の御発展、会員皆様方の事業の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

自己紹介

出身 茨城県水戸市
趣味 ジョギング（週2回程度）、テニス（硬式、軟式どちらでも可）
スポーツ観戦（特に巨人ファン）
旅行（ローカル線の旅）
秋田北税務署勤務でやってみたいこと
ブラウブリッツ秋田
秋田ノーザンハピネッツの応援

税務署だより

事業者の方へ

消費税 インボイス制度



令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については4ページをご覧ください。➡

インボイスってナニ？



- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
 具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社△△	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月●分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合 計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
※は軽減税率対象		

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社△△(T 1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月●分		① 登録番号 《課税事業者のみ登録可》
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合 計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
 【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

地域社会貢献事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、昨年度は社会貢献事業が縮小や中止になり、何か別の形で貢献することができないか検討した結果、ワクチン接種関連など新型コロナ対策へ使用してもらう趣旨で管内の市町村へ寄付することを理事会で決議決定いたしました。

本事業を令和3年度から新たな公益目的事業として追加すべく事前に監督官庁の秋田県と相談しながら、秋田県公益認定等委員会へ追加変更認定申請をし、令和3年5月31日付で「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業」を追加する旨の正式認定を受けました。

☆秋田北税務署（秋田北法人会）管内の7市町村（秋田・男鹿・潟上・五城目・八郎潟・井川・大潟）へ総額170万円を寄付いたしました。（3市に各30万円、4町村に各20万円を贈呈）

林会長と各地区担当役員が市町村長へ直接目録を贈呈



潟上市



男鹿市



大潟村



八郎潟町



五城目町



井川町



秋田市

租税教室開催

(青年部会)

租税教育活動の一環として管内の小学校(4校)6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。



5月20日(木) 秋田市立土崎南小学校
講師 細川青年部会長



6月18日(金) 五城目町立五城目小学校
講師 畠山青年副会長

秋田北・ 南法人会 合同セミナー

☆新入社員のための心がまえ研修会☆



正しい価値観を身につける
講師：経営コンサルタント
古川 英夫氏
4月9日(金)「秋田キャッスルホテル」

☆総務実務セミナー☆



半日でわかる!総務の基本と実務
講師：(有)マスエージェンツ
林 忠史氏
6月22日(火)「ホテルメトロポリタン秋田」

◆◆◆◆ 新設法人・決算法人説明会 ◆◆◆◆

4月2日(金)

対象：4・5・6月決算法人

7月29日(木)

対象：7・8・9月決算法人、新設法人

講師

秋田北税務署
館岡上席国税調査官 様



(ホテル大和)

令和3年度税制改正

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人課税

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。 ・中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。

地方税

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。	・令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

その他

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
・新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。	・新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
・少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。	・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。



夢のバトン



ニュークリエイトマネジメント 代表 長 井 三 郎

夢を描く

「花や緑に包まれた雰囲気ある街づくり」こんな夢を実現したい。藤川（仮名）さんが会社を興したのは農業高校を卒業し、家業の花き畑を継いで7、8年経った頃だった。

会社経営を何もわからない藤川さんを支えたのは、造園職人に弟子入りしていた次男と、住宅会社の営業をしていた三男だった。将来を考え、公共工事が必要と藤川さんがやることになった。口下手で不器用な彼は「あいつでは、10年経っても注文は取れないな」と同業者に馬鹿にされ、役所でも「実績のないところに仕事は出せない」とケンもホロロ。

だが彼は諦めなかった。雨の日も風の日も「藤川園の藤川です。よろしくお願いします」と役所に日参した。何の取り柄もない彼だったが、「こう」と決めたことへの粘り根性はすごかった。半年が経った頃、役所の担当者が根負けして「仕事を出すから、もう来ないでくれ」と入札に参加させてくれた。

小さな工事を丁寧に仕上げ、5年経つ頃には県の植栽工事を毎年受注するようになった。

不協和音

元々は仲の良い兄弟だったが、従業員が増え責任が重くなってくると、些細なことでも衝突することが多くなった。夢を追いつける藤川さんは庭造りに飽き足らず、住宅リフォーム、新築、不動産と次々に新規事業を模索する。

「人も育てていないのに、まだその時期ではない」とその都度、三男の専務は猛反対。次男の常務は静観するだけ。経営会議で、二人の意見がいつもぶつかり先に進まない。営業会議でも議論に終始し、何も決まらない。

大事なことが何も決められず、売上も下降し出したある日の会議の席上、末席の社長の長男、春俊（仮名）

くんが立ち上がり、発言した。

「社長と専務が思っていることをぶつけ合うだけの会議なら社員はいらない。必要なのは、今何が大事で、どうしたらいいかを決めることではないですか」

この末席からの発言に、社長、専務とも「兄弟経営」に甘えのあったことを痛感させられた。これを契機に、対立から協力へとかじが切れ、成長への軌道を歩みだすことができた。

社長交代

会社の規模が大きくなると、経営に必要な資金も増大する。景気拡大の波に乗り、体力以上に借入したとき、リーマンショックが襲い、売上は半減し、債務超過に陥った。

金融機関は債務を減免する条件として、社長の交代とあらゆる不動産の売却を迫ってきた。若い世代に重荷は残せないと、社長は役員からも身を引き、私財のすべてを借入の弁済に充てた。

2年前に胃の全摘手術をしていた専務が社長となり、再建の指揮をとることになった。そして「3年後には春俊にバトンを渡す」と公言し、経験の足りない春俊くんや若手社員の奮起を促した。

同時にそれは、道半ばで退場を余儀なくされた前社長へのエールでもあった。

約束の3年が経った冬の寒い日、社長は激務がたたリ、帰らぬ人となった。いまわの際に、後を託す春俊くんは彼に告げた。

「お前のオヤジは、実務はからきしダメだった。だけど夢を描き、追いつける純粹さと粘り強さだけは誰にも負けなかった。お前にも、その夢の実現には責任があるんだぞ」。

若い春俊社長に託されたこの言葉は、彼の心にズシリと響き渡るものがあった。



重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)
TEL 018-833-5121



AIG 損害保険株式会社

秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームが あなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様^(※1) **月1回^(※2)**のご相談まで
無料で利用いただけます。

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Medical Note

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



ご利用はこちらから

